社労士ニュース 平成 23 年 4 月 21日(木) 2011 年 4月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士(特定社会保険労務士) 河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

国民年金保険料の支払いで、一番得をする支払い方を教えてください。

結論的に言いますと、1年前納の口座振替が一番お得です。

ではここで、今年の保険料と他の支払い方法等について考えてみます。

平成 23 年は前年より物価が下がったことによって、国民年金の保険料が<u>4月から</u> **15,020** 円になりました。

計算方法は、 2004年に決めた保険料×保険料改定率=4月からの保険料 15,260×0.984=15,016=15,020

そこで、20歳から、60歳まで納付義務がある国民年金保険料をいかにお得な支払方法はないかを考えました。それには、

国民年金の有利な支払方法として、2通り考えられます。

- ①現金(クレジット納付)による前納の場合と
- ②口座振り込みによる前納の場合があります。
- ①の現金による前納では、どれくらいお得か。 通常は15,020×12=180,240

ですが、180,240-177,040=3,200

3,200円分が割引になります。5月2日までの納付期限ですのでお早めにして下さい。

また、2008年2月よりクレジットカードの一括支払いが導入されました。現金一括と同様に

- 3,200円がお得になります。加えて、カード会社によって、ポイントも付きますので、いっそうお得になります。ただこれには、書類申し出の期限があります。今年の4月から実施したい場合は、ことしの2月の末日までに申し込むことが必要でした。書類は黄色で、文字が青色のものです。ことしは間に合いませんでしたが、来年こそがんばって申し込みましょう。
- ②の口座振替の1年前納の場合を説明しましょう。

通常は15,020×12=180,240

ですが、180,240-176,460=3,780

3,780円分が割引になります。1年前納の口座振替の場合には、今年の2月の末日までに申し込むことが必要でしたので、いまからでは間に合いません。6カ月前納の場合つまり、8月末までに書類を整えれば、10月からの6カ月分だけの前納には間に合います。書類は黄色で、文字が茶色のものです。つまり、②の支払い方法が、一番お得です。

65 歳から支給される老齢基礎年金は、いままでは、満額の場合、<u>792,100 円</u>でしたが、 物価の下落率 0.4%によって、<u>792,100 円</u>も引き下げられました。

 $792,100 \times 0.996 = 788,931.6 = 788,900$

788,900円になりました。